

## 中部運輸局自動車交通部

令和7年12月12日 14時00分発表

### 〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

田中、中野 TEL 052-952-8038

中部運輸局 三重運輸支局 輸送・監査担当

石野、人見、宇野 TEL 059-234-8411

## トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名：株式会社 愛成商事（代表者：池田 郁美）

住 所：三重県桑名市長島町押付536番地5

営 業 所：中部営業所（三重県桑名市八幡町48番地）

#### 2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和7年12月12日

処分内容：①事業停止30日間

②車両使用停止処分30日車

（1両を30日間の使用停止）

③文書警告

#### 3. 監査端緒

関係機関より情報提供がなされたことから監査を実施。

#### 4. 違反内容及び違反条項

（1）認可を受けないで、自動車車庫を国土交通省告示で定める距離を超えて設置していた。

（貨物自動車運送事業法第9条第1項）

（2）整備管理者の変更の届出をしていなかった。

（貨物自動車運送事業法第15条第1項第2号）

（3）点呼の記録を保存していなかった。

（貨物自動車運送事業法第15条第4項）

（4）業務の記録を保存していなかった。

（貨物自動車運送事業法第15条第4項）

（5）運行記録計による記録を保存していなかった。

（貨物自動車運送事業法第15条第4項）

（6）運行管理者を選任していなかった。

（貨物自動車運送事業法第16条第1項）

（7）事業報告書及び事業実績報告書を提出していなかった。

（貨物自動車運送事業法第60条第1項）

## 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 33点
- ・当該事業者に付された累積違反点数 54点